

(案)

提言

東京都受動喫煙防止条例の制定を求める
緊急提言



平成27年（2015年）4月〇日

日本学術会議

健康・生活科学委員会・歯学委員会合同

脱タバコ社会の実現分科会

この提言は、日本学術会議健康・生活科学委員会・歯学委員会合同脱タバコ社会の実現分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議健康・生活科学委員会・歯学委員会合同脱タバコ社会の実現分科会

委員長	矢野 栄二	(連携会員)	帝京大学大学院公衆衛生学研究科教授
副委員長	松本 恒雄	(第一部会員)	独立行政法人国民生活センター理事長
幹事	和泉 雄一	(連携会員)	東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科教授
幹事	望月友美子	(特任連携会員)	国立研究開発法人国立がん研究センターがん対策情報センターたばこ政策研究部長
	秋葉 澄伯	(第二部会員)	鹿児島大学大学院医歯学総合研究科疫学・予防医学分野教授
	朝田 芳信	(連携会員)	鶴見大学歯学部小児歯科学講座教授
	下光 輝一	(連携会員)	公益財団法人健康・体力づくり事業財団理事長、東京医科大学名誉教授
	福田 仁一	(連携会員)	九州歯科大学名誉教授
	望月 眞弓	(連携会員)	慶應義塾大学薬学部長・大学院薬学研究科委員長
	森田 朗	(連携会員)	厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所所長

本件の作成に当たっては、以下の職員が事務を担当した。

事務	中澤 貴生	参事官(審議第一担当)(平成27年3月まで)
	井上 示恩	参事官(審議第一担当)(平成27年4月から)
	渡邊 浩充	参事官(審議第一担当)付参事官補佐
	角田美知子	参事官(審議第一担当)付審議専門職

要 旨

1 作成の背景

我が国は、現世代と次世代をタバコの使用とタバコ煙への曝露から守る国際条約、「たばこの規制に関する世界保健機関（WHO）枠組条約」（FCTC、たばこ規制枠組条約）を平成 16（2004）年に批准した。FCTC は平成 17（2005）年に発効し、締約国は条約の各条項を履行することが国際的な責務となっている。一方、平成 24（2012）年に閣議決定された第 2 期「がん対策推進基本計画」では、10 年後の数値目標として、成人喫煙率 12%、未成年喫煙率 0%、受動喫煙曝露機会の減少（行政機関と医療機関、職場 0%、家庭 3%、飲食店 15%）等が定められた。

2 現状及び問題点

喫煙のみならず、受動喫煙により多くの致死的な疾患が引き起こされることは、科学的に明白である。FCTC の第 8 条では、公共の場においてタバコ煙にさらされることから人々を保護するための立法上の措置をとることが求められ、世界の多くの国や地域が、職場や多数の人が出入りする公共の場での喫煙を法律や条例で禁止している。

また、平成 22（2010）年 7 月には、国際オリンピック委員会（IOC）と WHO は健康的なライフスタイルとタバコのないオリンピックを目指す合意文書にも調印した。こうした経緯の下、近年のオリンピック開催都市では、すべて罰則付きの受動喫煙防止法や条例が整備され、さらに国レベルの法整備にまで発展している。

平成 32（2020）年に東京でオリンピック・パラリンピックを開催することが決定され、この機に東京都でも公共の場での受動喫煙防止対策についての審議が始まった。しかし、都知事の当初の条例化への意欲にも拘わらず、都議会や関係業界等の反対を受け、都の検討会では条例化は困難という座長案が一旦は提出された。しかし、最終回の検討会（平成 27（2015）年 3 月 30 日）では合意には至らず、条例化を含めた受動喫煙防止のための都市ビジョンと強いメッセージを求める意見が多数出て延期されるという、異例の状態となった。

3 提言の内容

今日、一部の発展途上国を除き、世界の多くの国が公共の場での喫煙を禁止し、法律や条例により「すべての人々をタバコの煙にさらされることから守る」ことが国際常識となっている。平成 32（2020）年の東京には、このように公共の場での禁煙が当たり前になった海外の国々から多くの選手や観客が訪問することから、現状のような環境では国際的な理解は得られず、近年のオリンピックの禁煙化の流れに逆行することになる。こうした世界の状況に鑑み、またオリンピックというスポーツを通して青少年の健全な育成を図る場を設けるにあたり、平成 32（2020）年の東京で開催されるオリンピック・パラリンピックまでに、東京都は速やかに国際都市に相応しい、国際水準を満たした公共の場での受動喫煙を防止するための法整備（条例化）を行うよう緊急提言する。

目 次

1	はじめに	1
2	現状及び問題点	1
3	提言	2
	<参考文献>	3
	<参考資料1>	
	健康・生活科学委員会・歯学委員会合同脱タバコ社会の実現分科会審議経過	5
	<参考資料2>喫煙室外に漏れだすPM _{2.5} :分煙では効果がない証拠	6
	<参考資料3>オリンピック開催都市の禁煙状況	7

1 はじめに

現世代と次世代をタバコの使用とタバコ煙への曝露から守る国際条約、「たばこの規制に関する世界保健機関（WHO）枠組条約」（FCTC、たばこ規制枠組条約）は、我が国も平成 16（2004）年に批准し、平成 17（2005）年 2 月 27 日に発効してちょうど 10 年になる [1]。この間、日本学術会議は 5 回にわたり、脱タバコ社会（タバコフリー社会）の実現に向けて報告及び提言を発出してきた [2-6]。その提言の一部は、国においてはタバコ税の値上げや禁煙支援体制の拡充、地方自治体においては 2 県（神奈川県と兵庫県）における受動喫煙防止条例の制定という形で実を結び、さらに平成 24（2012）年に閣議決定された第 2 期「がん対策推進基本計画」では、10 年後の数値目標として、成人喫煙率 12%、未成年喫煙率 0%、受動喫煙曝露機会の減少（行政機関と医療機関、職場は 0%、家庭 3%、飲食店 15%）等が定められたところである。

2 現状及び問題点

喫煙のみならず、受動喫煙により、肺がんや虚血性心疾患、呼吸器疾患等多くの致死的な疾患が引き起こされることは、国際的に権威のある機関の報告書（WHO 国際がん研究機関 [7] や米国公衆衛生総監報告書 [8] 等）に示されたように科学的に明白である。FCTC の第 8 条では、公共の場においてタバコ煙にさらされることからすべての人々を保護するための立法上の措置をとることが求められ、我が国はそのガイドライン [9] の策定にも合意している。180 カ国以上が批准したこの条約の下、すでに世界の多くの国や地域が職場や多数の人が出入りする公共の場での喫煙を法律や条例で禁止している。この法制度を導入した国々では、制度導入の前後 [10] あるいは未導入の近隣の国や地域と比較して [11]、心筋梗塞や呼吸器疾患の患者が著しく減り、その健康への正の効果が明らかになっている。そしてこの患者減少は受動喫煙の機会の減少のみならず、禁煙に踏み切る喫煙者の増加による効果だと検証されている。一方、喫煙区域を設けるいわゆる分煙は費用がかかることに加えて、受動喫煙を完全には防止できず、喫煙者も吸い続けるため、公衆衛生上の効果は認められない [参考資料 2]。

ところで、国際オリンピック委員会（IOC）は、昭和 63（1988）年のカルガリ大会以降、オリンピックにおける禁煙方針を採択し、競技会場の禁煙化とともにタバコ産業のスポンサーシップを拒否してきた。さらに、平成 22（2010）年 7 月に WHO と IOC は健康的なライフスタイルとタバコのないオリンピックを目指す合意文書にも調印している [12]。その内容は、オリンピックはスポーツの祭典であることから、健康的な環境の下で実施されなければならないとし、オリンピック開催都市はスモークフリーの環境を整備しなければならないことが謳われている。こうした経緯の下、これまでバルセロナ、アトランタ、シドニー、アテネ、北京、ロンドン、ソチという歴代オリンピック開催都市では、すべて罰則付きの受動喫煙防止法や条例が整備され、さらに国レベルの法整備に発展している。これから開催される平成 28（2016）年のリオデジャネイロや平成 30（2018）年の平昌も同様であり、特に韓国ではすでに全国レベルでの禁煙法が制定されたところである [参考資料 3]。

このたび、東京で平成 32（2020）年にオリンピック・パラリンピックを開催することが決定され、この機に東京都でも公共の場での受動喫煙防止対策について有識者による審議が始まった。しかし、都知事の当初の条例化への意欲にも拘わらず、都議会や関係業界等の反対を受け、都の検討会では条例化は直ちには困難であるため、現行ガイドラインの強化とともに、過渡的に財政支援による分煙を推進すべきであるとの結論が導きだされようとした[13]。都条例制定に反対する議論には、都ではなく国が法律を定めるべきとするものがあり、神奈川県や兵庫県で受動喫煙防止条例が制定されているにも拘わらず、座長のまとめ案では自治体の条例制定権の限界も主張された。条約締約国として国の法律で受動喫煙を防止することの重要性は言うまでもないが、オリンピック・パラリンピックの開催都市である東京都が諸外国の開催都市と同様に、都民や来訪者の受動喫煙を防止する条例を、他県にならい罰則をつけて制定すること自身が重要であることを見逃してはならない。また分煙を推進すればよいという意見に対しては、それでは受動喫煙を防止できないということだけでなく、世界のタバコによる健康障害防止の流れを阻害するものとなることも指摘したい。検討会では最終回に予定された平成 27

（2015）年 3 月 30 日には、座長のまとめ案に対する異論が噴出して合意には至らず、受動喫煙防止のための条例化を含む都市ビジョンと強いメッセージを求める意見が多数出て、異例の延期措置となった。

3. 提言

以上、述べたように今日一部の発展途上国を除き、世界の多くの国が公共の場での喫煙を禁止し、法律や条例により「すべての人々をタバコの煙にさらされることから守る」ことが国際常識となっている。平成 32（2020）年の東京には、このように公共の場での禁煙が当たり前になった海外の国々から多くの選手や観客が訪問することから、現状のような受動喫煙にさらされる環境では国際的な理解は得られないばかりか、近年のオリンピック禁煙化の流れに逆行することになる。こうした世界の状況に鑑み、またオリンピックというスポーツを通して青少年の健全な育成を図る場を設けるにあたり、平成 32（2020）年の東京で開催されるオリンピック・パラリンピックまでに、東京都は速やかに国際都市に相応しい都市ビジョンとして、公共の場での受動喫煙を防止するための法整備（条例化）を行うよう緊急提言する。

<参考文献>

- [1] たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約 (WHO Framework Convention on Tobacco Control: FCTC) <http://whqlibdoc.who.int/publications/2003/9241591013.pdf?ua=1>
- [2] 平成 17 (2005) 年 6 月 23 日 日本学術会議循環型社会と環境問題特別委員会報告「循環型社会形成への課題- “もの活かし大国 “に向けて-」
- [3] 平成 17 (2005) 年 7 月 21 日 日本学術会議口腔機能学研究連絡委員会・齶蝕学・歯周病学研究連絡委員会・咬合学研究連絡委員会報告「ガムたばこの蔓延阻止に向けて- 禁煙から脱たばこへ-」
- [4] 平成 20 (2008) 年 3 月 4 日 日本学術会議要望「脱タバコ社会の実現に向けて」
- [5] 平成 22 (2010) 年 4 月 6 日 日本学術会議健康・生活科学委員会・歯学委員会合同 (新) 脱タバコ社会の実現分科会提言「受動喫煙防止の推進について」
- [6] 平成 25 (2013) 年 8 月 30 日 日本学術会議健康・生活科学委員会・歯学委員会合同脱タバコ社会の実現分科会提言「無煙タバコ製品 (スヌースを含む) による健康被害を阻止するための緊急提言」
- [7] International Agency for Research on Cancer. (2004) IARC Monographs on the Evaluation of Carcinogenic Risks to Humans. Volume 83. Tobacco Smoke and Involuntary Smoking. Lyon, IARC Press.
(<http://monographs.iarc.fr/ENG/Monographs/vol83/mono83.pdf>)
- [8] The Health Consequences of Involuntary Exposure to Tobacco Smoke. A Report of the Surgeon General. 2006. U.S. Department of Health and Human Services. Public Health Service. Office of the Surgeon General.
- [9] WHO たばこ規制枠組条約第 8 条の実施のためのガイドライン「たばこの煙にさらされることからの保護」
(http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/dl/fctc8_guideline.pdf)
- [10] Pell JP, Haw S, Cobbe S, Newby DE, Pell AC, Fischbacher C, McConnachie A, Pringle S, Murdoch D, Dunn F, Oldroyd K, Macintyre P, O'Rourke B, Borland W. Smoke-free legislation and hospitalizations for acute coronary syndrome. *N Engl J Med.* 2008 Jul 31;359(5):482-91. doi: 10.1056/NEJMsa0706740.
- [11] Allwright S, Paul G, Greiner B, et al. (2005), Legislation for smoke-free workplaces and health of bar workers in Ireland: before and after study *BMJ* 331: 1117-20. <http://bmj.com/cgi/doi/10.1136/bmj.38636.499225.55>
- [12] 健康なライフスタイル推進に関する世界保健機関と国際オリンピック委員会の合意 (平成 22 (2010) 年 7 月 21 日 ローザンヌ)
http://www.who.int/mediacentre/news/releases/2010/ioc_20100721/en/
- [13] 東京都受動喫煙防止対策検討会議事録
http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/kitsuen/judoukitsuenboushitai_saku_kentoukai/
- [14] 大和浩, 姜英, 太田雅規 「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」第 8 条 「た

ばこの煙にさらされることからの保護」について日本衛生学雑誌, 70 : 3-14 (2015)
[15] 東京都受動喫煙防止対策検討会第1回 (平成26 (2014) 年10月29日)
当日資料 (参考資料4)
http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/kitsuen/judoukitsuenboushitaisaku_kentoukai/1st/pdf/sankou4olympic.pdf

＜参考資料 1＞ 健康・生活科学委員会・歯学委員会合同脱タバコ社会の実現分科会
審議経過

平成 26 (2014) 年

12 月 26 日 日本学術会議第 206 回幹事会
○委員決定

平成 27 (2015) 年

1 月 26 日 分科会 (第 1 回)
○審議事項、委員長決定

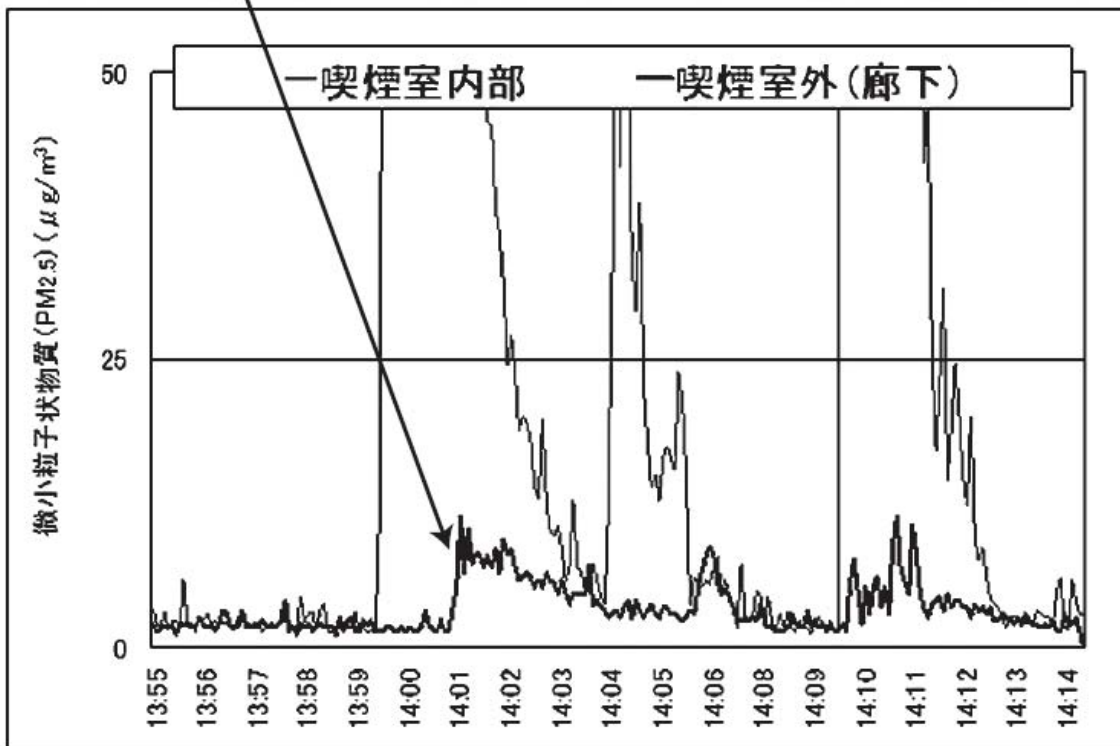
3 月 4 日 分科会 (第 2 回)
○副委員長、幹事、特任連携会員決定
○今季の活動方針

3 月 23 日 分科会
○提言について

○月 ○日 日本学術会議第○○○回幹事会
○提言「東京都受動喫煙防止条例の制定を求める緊急提言」(案)
承認予定

<参考資料2>

行政指針により、効果の高い分煙のために満たすべき「一定の要件」と定められた、「排気装置により出入口で0.2 m/s 以上の一定の空気の流れを発生させる」機能を持った喫煙室内（右側写真：グラフ細線）と外（左側写真：グラフ太線）での微細粒子=PM_{2.5}測定結果。右側写真の喫煙室からは縦に3台並んだ換気扇で写真奥の外ベランダに向け排気を行っているが、喫煙室内部が50 μg/m³以上の高値になるたびに、手前の喫煙室外廊下（左側写真）にPM_{2.5}が漏れ出しており、分煙では効果がないことを示している[14]。



<参考資料3>

オリンピック開催都市の禁煙状況[15] (一部改変)

開催年	開催都市 (国)	根拠・制定年	開催決定年	内 容	罰則
2004	アテネ (ギリシャ)	法、2000	1997	禁煙 (医療、飲食店、職場等)	有
2006	トリノ (イタリア)	法、2005	1999	禁煙 (医療)、分煙 (官公庁、教育、飲食店等)	有
2008	北京 (中国)	条例、2008	2001	禁煙 (医療、教育) 分煙 (官公庁、飲食店等)	有
2010	バンクーバー (カナダ)	州法、2008	2003	禁煙 (公共施設、職場、飲食店等)	有
2012	ロンドン (英国)	法、2006	2005	禁煙 (公共施設、飲食店等)	有
2014	ソチ (ロシア)	法、2013→2014 (例外なし)	2007	禁煙 (官公庁、医療施設、教育施設)、飲食店等は例外だったが経過措置	有
2016	リオデジャネイロ (ブラジル)	州法、2009	2009	禁煙 (公共施設、飲食店等)	有
2018	平昌 (韓国)	法、2015	2011	禁煙 (公共施設、飲食店等)	有